

30 総総企第721号

平成30年12月28日

東京都地方独立行政法人評価委員会
委員長 矢崎 義雄 殿

東京都知事
小池 百合子
(公印省略)

公立大学法人首都大学東京の役員報酬支給基準の変更について

標記の件について、別添平成30年12月1日付30公大首総総740号により、公立大学法人首都大学東京の役員報酬の支給基準を変更した旨の届出がありましたので、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第56条で準用する同法第49条第1項の規定に基づき、通知します。

30公大首総総第740号

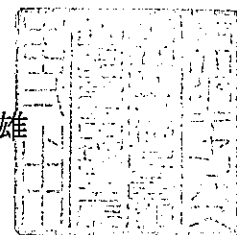
平成30年12月1日

東京都知事

小池百合子 殿

公立大学法人首都大学東京

理事長 島田晴雄



役員に対する報酬の支給の基準の変更について（届出）

平成30年12月1日付けで、役員に対する報酬の支給の基準について、以下のとおり変更いたしましたので、地方独立行政法人法第48条第2項及び同法第56条の規定に基づき、届出いたします。

【変更前】

常勤役員

号給	年俸額
1	14,223,000 円
2	15,331,000 円
3	16,479,000 円
4	18,030,000 円
5	19,440,000 円
6	20,851,000 円

非常勤役員

職	日額
理事	35,100 円
監事	31,600 円

【変更後】

号給	年俸額
1	14,282,000 円
2	15,395,000 円
3	16,548,000 円
4	18,106,000 円
5	19,522,000 円
6	20,938,000 円

職	日額
理事	35,200 円
監事	31,700 円

【適用年月日】

常勤役員 平成30年4月1日

非常勤役員 平成31年4月1日

